

熊本県高等学校等就学支援金事務費交付要項

(趣旨)

第1条 知事は、熊本県高等学校等就学支援金（以下「就学支援金」という。）に関する事務を行う学校の設置者（以下「学校設置者」という。）に対し、その事務の円滑な実施に資するため、熊本県高等学校等就学支援金事務費（以下「事務費」という。）を交付するものとし、その交付については、高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成22年法律第18号。以下「法」という。）及び熊本県補助金等交付規則（昭和56年熊本県規則第34号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要項の定めるところによる。

(交付の対象及び交付額)

第2条 事務費は、学校設置者が行う就学支援金に関する事務の執行に必要な経費について、学校設置者に対して交付する。

2 事務費は予算の範囲内で交付するものとし、その額は、別表の1基準額の欄に定める額と2補助対象経費の欄に定める補助対象経費の実支出額とを比較して、いずれか少ない額とする。

なお、算出された額に千円未満の端数を生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

(交付の申請)

第3条 規則第3条第1項の規定による申請は、学校設置者が行うものとし、就学支援金事務費交付申請書（別記第1号様式）に次に掲げる書類を添付し、知事が別に定める期日までに知事に提出しなければならない。

(1) 就学支援金事務費交付申請額内訳（別記第2号様式）

(2) その他知事が必要と認める書類

(交付の決定)

第4条 規則第6条の規定による事務費の交付決定の通知は、就学支援金事務費交付決定通知書（別記第3号様式）により、学校設置者に対して行うものとする。

(交付決定の変更)

第5条 規則第7条第1項の別に定める変更事由は、事務費の交付額の算定に用いた数の変更、錯誤及びその他の理由により、事務費の交付額に変更を生じる場合とし、変更交付申請は、就学支援金事務費変更交付申請書（別記第4号様式）に就学支援金事務費変更交付申請額内訳（別記第5号様式）を添付し行うものとする。

2 規則第7条第3項において準用する第6条の規定による変更の決定通知は、就学支援金事務費変更交付決定通知書（別記第6号様式）により、学校設置者に対して行うものとする。

(申請の取下げ)

第6条 規則第8条の規定により申請を取り下げようとするときは、交付決定の通知を受けた日から起算して15日を経過した日までにその旨を記載した書面を知事に提出するものとする。

(実績報告)

第7条 規則第13条の規定による実績報告は、就学支援金事務費に係る実績報告書(別記第7号様式)に就学支援金事務費実績報告額内訳(別記第8号様式)を添付し行うものとする。

2 前項の実績報告書の提出期限は、事業完了若しくは廃止の承認があった日から起算して30日を経過した日又は事務費の交付決定のあった年度の3月31日のいずれか早い期日とする。

(交付額の確定)

第8条 規則第14条の規定による事務費の交付額の確定通知は、就学支援金事務費確定通知書(別記第9号様式)により学校設置者に対して行うものとする。

(事務費の請求等)

第9条 事務費は、概算払いを行うことができるものとする。

2 事務費の交付決定を受けた学校設置者が、事務費を請求する場合は、就学支援金請求書(別記第10号様式)を別に定める期日までに知事に提出しなければならない。

(証拠書類の保管)

第10条 規則第23条に規定する別に定める期間は、事務費の支給完了の日の属する年度の翌年度から起算して5年とする。

(雑則)

第11条 この要項に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

1 この要項は、平成22年12月27日から施行し、平成22年4月1日から適用する。

2 この要項に基づいて交付される熊本県高等学校等就学支援金事務費は、平成25年10月1日から平成26年3月31日までの間、学校設置者が平成26年4月からの見直し後の熊本県高等学校等就学支援金制度の実施に伴う事前の事務の執行に要する費用に充てることとし、もって同制度への円滑な移行を図ることを目的とする。

3 知事は、平成25年10月1日から平成26年3月31日までの間、第2条に規定するもののほか、前項の目的のために必要となる以下の経費について、学校設置者に対して予算の範囲内で事務費を交付する。

(1) 平成26年4月以降の制度の実施に係る周知に要する経費

(2) その他、平成26年4月以降の事務の円滑な実施を行うための事務体制の整備等に要する経費

4 前項各号に規定する経費について交付される事務費の額は、別表の第2欄に定める補助対象経費の実支出額とする。なお、算出された額に千円未満の端数を生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

5 第3条から第9条までの規定及び別記第1号様式から別記第10号様式までの規定は、附則第3項に規定する事務費について準用する。

附 則（平成26年2月28日一部改正）

この要項は、制定の日から施行し、平成25年10月1日から適用する。

附 則（平成26年4月1日一部改正）

この要項は、平成26年4月1日から施行する。

(別表)

1 基準額	2 補助対象経費
<p>次により算出した額の合計額</p> <p>(1) 交付年度の5月1日現在における就学支援金の受給資格の認定を受けた者の数(熊本県高等学校等就学支援金交付要項第2条第2項の規定により認定を受けた者の数を除く。)に別に定める額を乗じた額</p> <p>(2) 支給対象高等学校等の数に別に定める額を乗じた額</p> <p>(3) その他、就学支援金に関する事務の執行に必要な経費として知事が認める経費</p>	<p>時間外勤務手当</p> <p>共済費(賃金に係る社会保険料)</p> <p>賃金</p> <p>旅費</p> <p>需用費(消耗品費、燃料費、印刷製本費及び光熱水費)</p> <p>役務費(通信運搬費、保管料及び手数料)</p> <p>委託料</p> <p>使用料及び賃借料</p> <p>その他、就学支援金に関する事務の執行に必要な経費として知事が認める経費</p>